

市第23号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

平成28年 5 月 20 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市すすき野 地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町 550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹 田 一 雄	横浜市すすき野地域 ケアプラザの供用開 始の日から平成33年 3月31日まで
横浜市たまプ ラーザ地域ケア プラザ	青葉区鉄町2,07 5番地の3	社会福祉法人緑成会 理事長 野 坂 康 夫	平成29年 4 月 1 日か ら平成34年 3 月 31 日 まで

提 案 理 由

横浜市すすき野地域ケアプラザ及び横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）